

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第十三条の規定に基づく低炭素建築物
の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるもの

(平成二十四年十二月四日)

(国土交通省告示第千三百九十三号)

改正 平成二八年 二月 一日国土交通省告示第二七三号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年政令第二百八十六号)第十三条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第十三条に規定する低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる設備を設ける部分の床面積の合計とする。

- 一 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であつて低炭素化に資するもの
- 二 燃料電池設備
- 三 コージェネレーション設備
- 四 地域熱供給設備
- 五 蓄熱設備
- 六 蓄電池(床に据え付けるものであつて、再生可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。)
- 七 全熱交換器
- 八 雨水、井戸水又は雑排水の利用設備

附 則

この告示は、平成二十四年十二月四日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一日国土交通省告示第二七三号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。